

(記者発表様式)

記者発表 (発表・資料配付)				
月/日 (曜日)	事務所等名	電話	発表者 (担当班長名)	その他の 発表先・配布先
5/24	加東農林振興事務所 森林課 加古川流域土地改良事務所 農村計画第1課	0795-42-9425 0794-82-9839	所長 渡邊直樹 (所長補佐 大津賀秀樹) 所長 佐藤彰浩 (課長 鶴崎俊則)	—

「豊かなむらを災害から守る月間」に実施する防災パトロールについて

1. 開催趣旨

兵庫県では6月1日から6月30日を「豊かなむらを災害から守る月間」として定め災害防止のための各種運動を実施している。

北播磨県民局では本運動の一環として、要監視ため池、地すべり防止区域、山地災害危険地区等のパトロールを実施し、危険地域の点検指導と防災の啓発を行う。

2. 開催場所および開催日時

(1) 県民局防災パトロール*別紙行程表及び位置図参照

日 時：令和6年6月3日(月)9時～12時

場 所：加西市北条町(東四ツ池)・・・要監視ため池
加西市下万願寺町(荒倉地区)・・・山地災害危険地



(令和5年度 県民局防災パトロール実施状況)

(2) 県、市町等による合同防災パトロール

日 時：適時実施(令和6年6月3日～6月30日の期間内)

場 所：山地災害危険地区の中から、関係機関で協議の上決定

(3) 市町等実施パトロール

日 時：各市町で適時実施（令和6年6月3日～6月30日の期間内）

場 所：前記（1）（2）以外の要監視ため池・山地災害危険地区

(4) 県等実施パトロール

日 時：適時実施（令和6年6月3日～6月30日の期間内）

場 所：上記以外の地すべり防止区域等

【参 考】

要監視ため池

- ・管内の農業用ため池5,157箇所のうち、漏水等の不具合により、決壊リスクが高まった状態で、改修が必要であり、日常的に監視が必要となっているものを「要監視ため池」として1,048箇所選定している。

地すべり防止区域

- ・管内の地すべり防止区域（農村振興局所管）は39地区、1,286haあり、地すべり防止対策及び区域の管理を行っている。

山地災害危険地区

- ・管内の山地災害危険地区は1,044箇所（山腹崩壊危険地区348箇所、地すべり危険地区7箇所、崩壊土砂流出危険地区689箇所）で、うち治山事業等の着手は443箇所で着手率は42.4%。